

令和7年度

三河港

コンテナ助成金制度



助成金制度の3つのポイント

三河港の定期航路（外貿・内貿コンテナ航路、国際フィーダーコンテナ航路）を利用したコンテナ貨物の輸移出入に対し、

1本当たり最大15,000円を助成（20ft・40ft共通）

※貨物利用運送事業者には1本当たり5,000円を助成

年間最大
150本まで助成

新規荷主には
最大3年度間継続補助

対象期間（ただし、予算の限りあり）

新規荷主：令和7年3月1日～令和8年2月28日

継続荷主：令和7年1月1日～12月31日

助成金制度の概要については裏面をご覧ください

【お問合せ先】 三河港振興会 事務局

豊橋市神野ふ頭町3番地の29 ポートインフォメーションセンター2F

TEL:0532-34-0130 FAX:0532-34-0172

E-mail: mppa@swan.ocn.ne.jp

令和7年度 三河港コンテナ助成金制度概要

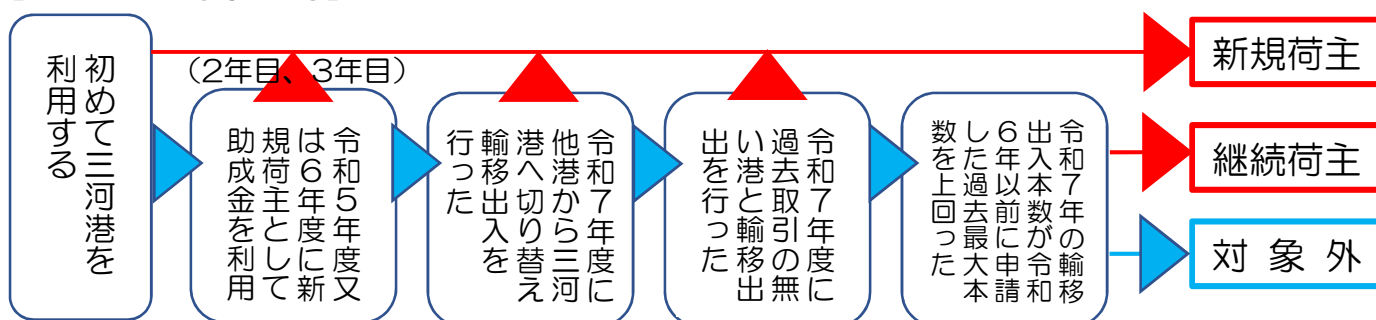
【用語の定義】

荷主	船荷証券等に記載された荷送人又は荷受人であって、国内に事業所を有する事業者（フォワーダー（貨物利用運送事業者）を含む）
定期航路	三河港における定期コンテナ航路であって、港湾管理者が定期航路と認めた航路（外貿・内貿コンテナ航路及び国際フィーダーコンテナ航路）
県外貨物	輸移出入貨物のうち、愛知県外にてバンニング又はデバンニングを行う貨物
大口輸移入貨物	コンテナ船の寄港1回当たり30本以上の輸移入を行う新規荷主のコンテナ貨物

【助成制度の内容（その他については「三河港コンテナ助成金制度実施要綱」によります）】

区分	①新規荷主向け（新たに三河港でコンテナ貨物の輸移出入を行う企業） ②継続荷主向け（コンテナ貨物の輸移出入で三河港を利用中の企業）
対象	①新規荷主 新たに三河港の定期航路を利用する荷主の、交付開始年度を含めた3年度間の輸移出入貨物（他港切り替えについては新規貨物分のみ助成対象） ②継続荷主 三河港の定期航路を利用し、令和7年の輸移出入本数が、三河港振興会に申請された令和6年以前の年間（1月～12月）輸移出入本数のうち、最も多い輸移出入本数を上回った場合に、その上回った貨物のみ ※①新規荷主と②継続荷主の両方の要件を満たす荷主は、いずれか1つを選択して申請 ※貨物利用運送事業者は、実荷主が申請した同一コンテナについて重複して申請が可能
助成額	10,000円／本（20ft・40ftともに1本として取り扱う） 県外貨物、大口輸移入貨物又は輸移出貨物のいずれかに該当する場合 15,000円／本 ※貨物利用運送事業者はコンテナのサイズ等にかかわらず5,000円／本
上限	150本（※15,000円／本で150本の輸移出入を行った場合、最大225万円）
対象期間	①新規荷主 令和7年3月1日～令和8年2月28日 ②継続荷主 令和7年1月1日～12月31日
申請期間	①新規荷主 第1期：令和7年6月2日～8月29日 第2期：令和7年9月1日～11月28日 第3期：令和7年12月1日～令和8年1月30日 第4期：令和8年2月2日～3月13日 ※①の申請者は、各期間内に1回ずつ申請が可能（輸移出入を行った時期は問わない） 申請者が貨物利用運送事業者である場合は、荷主ごとに1回ずつ申請が可能 ②継続荷主 令和7年6月2日～令和8年1月30日 ※予算に限りがあるため、①②ともに申請期間終了を待たずに早期受付終了する場合あり
申請方法	指定様式に必要事項を記入のうえ、関係書類を添付（押印不要、Eメールでの提出可）
交付時期	助成金の交付決定後、請求書が提出された月の翌月末までに交付

【助成金の対象区分】（凡例：YES → / NO → ）



【三河港に関する情報】

三河港振興会

検索

URL : <https://www.port-mikawa.jp/>